

## 海外経済要録

### 米州諸国

#### ◇米国、IDAに対する追加払込み法案成立

IDA(国際開発協会)に対する追加払込み法案(312百万ドル)は、5月13日、下院本会議において可決成立了。本法案は本年1月上院を通過した後、2月末下院において銀行通貨委員会に再付託することが決議され、前例からみて議会通過はほぼ絶望視されていたところ、大統領の工作が功を奏し、4月初め実質的に政府原案どおり同委員会において可決、再度下院で審議されていたものである。

他の先進諸国はすでに各國ともその追加払込みを承認しており、今回の米国の批准によって、IDAの資金強化案の発効条件(追加出資額750百万ドルのうち600百万ドル以上を占める12か国の批准)が満たされることとなつた。ちなみに、IDA(当初出資額約740百万ドル)の融資実行額は1961年業務開始以来63年6月までに495百万ドルに達しているほか、融資決定分が今後実行に移されると日々資金の涸渇が予想されていたため、IDA当局は米国に対し6月末までに払込みの決定をするよう要請していたものである。

#### ◇米国、国際収支対策特別委員会の提案

国際収支対策特別委員会(注)は、4月27日、外国人の対米投資および海外出先米国企業の現地資金調達促進策を中心とする39項目の対策をジョンソン大統領に提案した。そのうちおもなものは次のとおり。

(1) 定期預金利率最高限度に関する強制的規制(mandatory regulation)を廃止する。かかる立法措置がとられるまで、連邦準備制度は米国預金金利が対外競争力を維持しうるよう規程Qを弾力的に運用する。

なお、定期預金利率最高限度に関する現行の連邦準備制度の規制権を完全に廃止するか、あるいはその権限をスタンダードバイ・ペーシスのものにするかについては意見が分かれたため、そのいずれをとるべきかは提案していない。

(2) 現在、証券取引委員会は、米国証券の海外公募に関してケース・バイ・ケースでその登録を不要とする“no action” letter を発給しているが、米国投資銀行の海外における証券発行活動を容易ならしめるため、

“no action” letter を発給しうる場合をあらかじめ明確に列挙すべきである。

(3) 外国人の対米投資を促進するため、主要米国法人は米国銀行などと取決めを行なって、銀行などがその海外支店ないしコルレス先を通じて当該法人の株式の受託証書(depository receipt)を発行しうるようにすべきである。

(4) 米国法人が海外で株式を発行する場合の付帯費用は通常の必要経費としてこれを課税所得から控除する。

(5) 非居住者たる外国人が死亡した場合、その保有する米国株式などの財産に対する遺産税(estate tax)を廃止する。

(6) 現在非居住者の米国内における所得が19千ドルをこえる場合には、租税協定がある場合を除き、居住者と同率の累進課税を受けることとなつてはいるが、これを改め非居住者たる個人の米国内での商取引以外に基づく所得が、19千ドルをこえるものについては、累進課税の適用を廃止する。

(7) 資本取引に関する先進諸国の残存為替制限を徐々に撤廃するよう働きかける。とくに国際収支黒字国に対しては、外国人の証券発行に関する制限を緩和するよう要請する。

なお、提案趣旨説明中、広範な為替制限を行なつてゐる国として、日本、英国、アイルランド、豪州、スペインおよびスカンジナビア諸国があげられている。

(注) 昨年10月2日、ケネディ大統領が国際収支対策の一環として外国人の対米投資促進などを検討させるために任命した委員会(Task Force on Promoting Increased Foreign Investment in United States Corporate Securities and Increased Foreign Financing for United States Corporations Operating Abroad)で、官民著名人13名よりなる。委員長 Fowler 前財務次官。なお、連銀関係から Young 連邦準備制度理事会顧問および Coombs ニューヨーク連銀副総裁が参加。

#### ◇カナダの金融制度改革に関する勧告

カナダの金融制度全般を再検討し、その改善案を勧告するための Royal Commission on Banking and Finance は4月24日、580ページに上る報告書を政府に提出した。本報告書は、公平な立場での金融機関相互間の競争促進および借り手の資金利用の容易化などを目的とする多くの勧告を行なつてはいるほか、カナダ銀行のあり方にも触れ、とくに政府との関係について多くの紙数を費やしている。おもなものは以下のとおり。

なお、カナダの銀行法は10年ごとに再検討され、必要な改訂をうけることになっており、本年がちょうど10年目にあたつてはいるもので、今回の勧告は当然今後提出さ

れる銀行法改正法案にかなりの影響を与えるものとみられる。ただ、勧告のなかには、政府与党、とくにゴードン蔵相が強く反対している措置(外銀の agency 設置など)や銀行とその他金融機関の利害対立を招くおそれのあるものも含まれているので、これらの調整にはなお問題が残されている。

(1) 現在、銀行法上の銀行(Chartered Bank)とその他金融機関(Savings Bank, Trust Company など)は類似した機能を営んでいるにもかかわらず、銀行の方がきびしい規制をうけ競争上不利になっているので、これを改めるため、銀行法の適用対象を銀行の業務を営むすべての金融機関にまで拡大する。

(2) 現在、銀行の住宅抵当貸付は住宅貸付法(National Housing Act)により政府保証の付されたもの以外には認められていないが、この制限を緩和して他の金融機関との均衡をはかる。また、現在住宅貸付法により固定されている住宅抵当貸付金利 6 1/4% を自由化する。

(3) 現行の銀行法による銀行貸出金利の最高限度 6 % を撤廃するとともに、銀行間の競争を促進させるため金融機関間の貸出金利協定の締結を禁止する。

(4) 現行の小口融資法による 1 件当たり貸出額と金利の関係は、当初 300 ドルまで月 2 %、300 ドルをこえて 1,000 ドルまで 1 %、1,000 ドルをこえて 1,500 ドルまで 0.5 % となっている(1,500 ドルをこえる分には制限なし)が、1,000~1,500 ドルに対する 0.5% は低すぎ、金融機関がこの限度内の貸出を渋る原因になっているので、300 ドルをこえて 5,000 ドルまでは一率月 1 % として借り手の便宜をはかる。

(5) 現在の外国銀行に対するきびしい制限を緩和して、カナダ国内における外銀の agency 設置を認め、預金受入れを除くあらゆる業務を可能ならしめる。他方、外銀によるカナダ金融機関株式の取得については、現在なんらの規制もないが、政府の特別許可を要することに改める。

(6) 現行のカナダ銀行法は、金融政策に関する政府とカナダ銀行の関係についてなんら明示しておらず、そのためこれまで両者間に激しい対立をみた時期があった。そこで金融政策の決定および運営についてはカナダ銀行の責任とするが、政府も当該政策についての完全かつ継続的責任を負うというように、責任の二元的組織(dual system of responsibility)をつくりあげることが望ましい。

カナダ銀行法はこれを明確化するとともに、もしも政府がカナダ銀行の政策に反対の場合には、カナダ銀

行に対し指示(a directive)を発しうる権限を大蔵大臣に与えるよう改正すべきである。しかし指示権はあくまで最終的手段(a last resort)、つまり両者間の合意をうるための十分にして良心的な努力が失敗に帰した場合にのみ行使されるべきである。また指示内容が閣議で検討を加えられるようにするため、指示は政令の形式をとり、公布後短期間(たとえば 15 日以内)に公表する。その場合、当該問題に関するカナダ銀行総裁の意見を添える。なお、指示の効力は 30 日後に自動的に失効するものとする。

#### ◇ ブラジル、金融制度改革法案を議会に提出

ブラジル政府は、5 月 7 日、新たに金融政策決定を担当する国家通貨評議会(National Monetary Council)を創設すること、ならびにこれに伴って現在財務省とともに中央銀行機能を果たしている通貨信用管理局(sumoc)およびブラジル銀行の機能を改編することをおもな内容とする金融制度改革法案を議会に提出した。現行制度においては、通貨発行権は財務省が保有し、金融政策の決定運営は財務大臣を議長とする sumoc が担当、他の中央銀行業務は市中銀行業務を兼営するブラジル銀行の一部部局が執行するという、政府の統制色がきわめて深い体制が採られている。

一方ブラジルの物価は、巨額の財政赤字を主因に近年大幅な上昇を続けており(生計費上昇率 1961 年 43 %、62 年 61 %、63 年 81 %)、インフレ問題の解決、財政の建て直しは大きな課題となっている。革命後の新政権は、かかる現状にかんがみ、かねて批判の対象となってきた現行金融機構の健全化を目的として今回の提案を行なったものである。同法案によれば、新たに金融政策の企画立案を担当する独立性をもった国家通貨評議会を設立し、sumoc はブラジル銀行より中央銀行業務を引き継いで執行機関に改組され、またブラジル銀行は国庫金を取り扱う商業銀行にその機能を縮小されることとなる。本法案は、60 日間の議会審議期間内に審議未了の場合は、国会法(Institutional Act)に基づき自動的に成立するものとされている。法案の詳細は不明であるが今回の提案が通貨発行権限の問題に手をつけていないこと、さらに金融機構が全体として未発達の段階にあることなどからみて、原案どおりに成立しても、その円滑な運営にはなお多くの問題があると思われる。

## 歐 洲 諸 國

### ◇ EEC の資本移動自由化に関する第3次指令案

EEC委員会は4月23日、資本移動の自由化に関する第3次指令案を理事会に提出した。そのおもな内容は次のとおり。

- (1) 加盟国は、自国資本市場における証券発行および証券投資を規制する法律のなかに発行者の国籍もしくは居住地により差別的取扱いをする規定がある場合は、これをすべて撤廃する。
- (2) 加盟国は自国の証券取引所における証券の上場を規制する規定から、発行者の国籍もしくは居住地に基づく差別的取扱いをすべて除去するものとする。
- (3) 加盟国は、金融機関(註) (établissements financiers)の証券取得を規制する規定から、外国証券の取得を排除、制限もしくは差別的に扱うような条項を、その外国証券が以下の条件を満たしている限りすべて除去するものとする。すなわちその外国証券が、まず金融機関が取得することを認められている国内証券に比べて、発行者の性格および質(nature et qualité)、ならびに証券に付与されている担保(garanties)の点で劣っていないこと。また、その証券は自国通貨で支払可能であり、国内の証券取引所で上場されているものであること。
- (4) 上記(3)の制限排除措置は、貯蓄資金の使途に関するように特定されている金融機関を規制することを妨げない。

イ. 当該金融機関の発行する証券に応募したまたはこれに預金している自然人もしくは法人向けに資金の用途を限定しているもの。

ロ. 投資先を地域的に制限し、貯蓄が行なわれた地域、生活水準が極端に低い地域もしくは失業率がきわめて高い地域に限っているもの。

(5) 各加盟国は本指令案の採択後4か月以内に、委員会と協議のうえ、現行の国内法令を本指令に適合させるため必要な改正点についてのリストを作成する。

加盟国は本指令採択後1年以内に国内法令に所要の改正を加え、直ちに委員会に通知する。

(注) 金融機関——銀行、貯蓄銀行、特殊の短・中・長期信用機関、保険会社、住宅会社(Caisse d'épargne de Construction)、投資信託(Société d'investissement)その他類似の機関。

この第3次指令案は第1次指令(1960年5月11日採択)および第2次指令(1962年12月18日採択)と比べて次のような特色がある。

- (1) 第1次、第2次指令がもっぱら為替面からの資本

移動に対する制限を緩和ないし廃止することを目的としたものであったのに対して、今回の第3次指令案は為替以外の面から資本移動の自由化を阻害ないし制限している法令上、行政上の除去をはかっている。これは、EEC内に大規模な資本市場を発達させるためには、為替面からの制限を除去するだけでは不十分であるとの委員会の判断に基づくものである。

(2) 第3次指令案でいう「外国」とは、他のEEC加盟国のことである。すなわち今回の指令案はEEC域内のみに関するものであって、域内諸国とはまったく関係がない。

なお、本指令案の理事会による採択には全会一致を要する。

### ◇ 英国、ナショナル・プロヴィンシャル・バンクの貯蓄預金引出し条件の緩和

ロンドン手形交換所加盟銀行の一つであるナショナル・プロヴィンシャル・バンクでは、5月12日から小口貯蓄預金 Savings account の一回の引出し限度額を従来の5ポンドから20ポンドにまで引き上げることとした。

同行の今回の措置はすでに昨年来引き上げられていた他の加盟銀行の引出し限度(ミッドランド、ウェストミンスター、ロイズ各銀行などは10ポンド)を大幅に上回ることになるので、他行でもこれに追随して再引上げが行なわれるものとみられる。

最近における加盟銀行のこのような貯蓄預金引出し条件緩和の働きは、もちろん貯蓄預金の吸収増加をねらったものであり、とりわけ他の金融機関に対する競争力向上意欲の一つの現われであることはいうまでもない。すなわち、加盟銀行は定期預金を設定しそれ、また預金金利は申合せによる規制(7日通知預金=公定歩合の2%安、貯蓄預金=残高250ポンドまで2.5%、これをこえる残高は7日通知預金と同率)があることなどにより、預金の増加率はここ数年来非加盟銀行に比して著しく劣勢に推移しているため、昨年来預金増強の方途が真剣に論議してきた。しかし、加盟銀行の預資金利の自由化などの措置は長年の伝統をくつがえす重要問題であるだけに早急な解決は困難なため、加盟銀行は、さしあたり独自に行ないうる貯蓄預金の一回引出し限度額の引上げにより少しだけでも小口貯蓄預金の吸収力を強化しようとしたものである。

### ◇ 英蘭銀行、英國の対外資産・負債残高発表

英蘭銀行は、このほど英國の1962年末現在の対外資産・負債残高の明細を発表した。

このような一国の対外総合ポジションの発表は、西欧においてはさきごろ発表された西ドイツ(ただし、1963年末対外負債残高のみ発表、前月号「要録」参照)を除いて初めてのものである。

今回の発表によると、1962年末における英国の対外ポジションの特徴は次のとおりである。

(1) 短期ポジションは金外貨準備高および英國銀行の対外債権などの資産31億ポンドに対し、負債は海外ポンド残高を中心に52億ポンドに達しているため、差引き21億ポンドの負債超過となっていること。

(2) これに対し長期ポジションは戦前より蓄積された

民間部門の巨額の海外投資(79.5億ポンド)を中心に関引き35.4億ポンドの資産超過となっていること。

(3) この結果 IMF ポジション(資産超過1.8億ポンド)を含めた対外総合ポジションは少なくとも16.3億ポンドの資産超過を示し、同国は純債権国の地位にあること。

(4) 公私の別にみると公的部門では第2次大戦および戦後に発生した米国・カナダからの政府間長期借入(17.9億ポンド)および海外の英國政府証券、大蔵省証券投資を中心に差引き30.3億ポンドの負債超過となっているのに対し、民間部門では長期海外投資を中心に

差引き44.8億ポンドの資産超過を示し、民間資本の伝統的な海外進出の実勢が明らかにされたこと。

### 英國の対外資産・負債(1962年末)

(単位・百万ポンド)

		資 産	負 債	
短	公 的	金および交換可能通貨 非居住者(IMFを除く)の保有するTB および無利子証券 海外の銀行・中央通貨当局および国際機関の英國銀行を通じ保有する英國政府証券 英蘭銀行および王室代理人にあるスター リング建の海外当座・通知預金残高(I MFを除く) 英國地方公共団体に対する非居住者の一 時預金および貸付	1,002 1,095 1,183 113 71 2,461	
期	民 間	英國銀行の対外債権 スター リング スター リング地域外通貨 海外スター リング地域通貨 その他英國居住者のもつ対外債権 スター リング地域通貨 海外スター リング地域通貨 他に含まれない貿易信用	846 1,010 48 ( 200) ..... ..... 2,104	
長	公 的	英國の対外政府間貸付 その他公的貸付 國際金融機構(IMFを除く)への出資 英國政府の保有するスター リング地域外通貨証券	398 145 141 ( 385) ( 1,069)	
期	民 間	間接投資 直接投資(石油、保険会社および銀行を除く) 英國石油会社の海外ネット資産 英國保険会社の直接投資(米国分のみ故、 不完全) 英國銀行の直接投資 個人の所有する不動産 その他の企業以外の所有する不動産 他に含まれない貿易信用	( 3,000) ( 3,500) ( 1,100) ( 350) ..... ..... ..... ( 7,950)	
	IMF ポジション	IMF出資額	696	
	総 計	(確認されたもののみの合計)	(12,821)	
			IMFのスター リング保有高 (現金および無利子証券)	517
				(11,192)

(注) 1. 原則として期間1年以内のものを「短期」とし、1年を超えるものを「長期」として分類  
2. 「公的」および「民間」の区別は IMF 「国際収支表摘要」の定めるところに従い、英国内の債権および債務者の資格により分類  
3. カッコ内数字は推定および不完全なもの、………は不明

### ◇英國、経営者団体の合併について

英國の有力な経営者団体である英國産業連合会(Federation of British Industries)、全英製造業者協会(National Association of British Manufacturers)および英國経営者連盟(British Employers' Confederation)の3団体は、このほど合併のうえ新しい団体(英國産業連盟Confederation of British Industriesと称する模様)を設立することに、原則的に意見が一致した。

この新しい経営者団体のおもな役割は、傘下各企業の代弁者として社会、経済および労働などの諸問題に関する一般政策を発表するほか、賃金、その他の労働条件に関し労働者の全国的団体である労働組合議会(Jtrade Union Congress)と一般的な討議を行なうこととしているが、個々的具体的な労使間交渉は各企業

にまかせ関与しない方針である。

#### ◇西ドイツ、工業製品関税の大幅引下げを決定

西ドイツでは5月13日の閣議において、現下の物価上昇傾向の主因とみられる対外収支黒字累積に対処し、輸入促進のため工業製品関税の大幅引下げを決定した。今回の閣議決定の骨子は次のとおり。

- (1) 工業製品のEEC域内関税につき、現行税率4%以下のものについては今後全廃する。現行税率4%を超えるものについては、今後税率を半減する(なお、農産物関税については今後検討することとする)。
- (2) 工業製品の域外関税のうち、EEC加盟諸国の共通税率より高税率の品目については(約300品目、年間輸入額5億マルク、年間輸入規模の1%に相当)、西ドイツ独自でEEC共通税率まで引下げを実施する。

上記(1)、(2)は本年7月1日以降実施するものとする。

- (3) 工業製品の域外関税は、今後25%引き下げることとし、EEC委員会および加盟諸国にこれを提案する。

なお、今回の決定は前記のとおり、直接的には国内景気対策の一環としての意味合いが強いが、とくに域外関税の一率25%引下げ案は、ケネディ・ラウンドに対する積極的な態度を示す一方、従来ともすれば閉鎖的な行き方を示しがちであったフランスを牽制しようとしたものとみられており、ケネディ・ラウンド交渉の進展に新たな動きを加えるものと注目されている(国別動向参照)。

#### ◇西ドイツ、貯蓄性預金金利の優遇を決定

1959年以降実施されてきた西ドイツ貯蓄報賞法(Spar-Prämien Gesetz)は昨年末をもって適用を廃止されたが(39年1月号「要録」参照)、このほど同法に代わる貯蓄優遇措置として、ブンデスバンクおよび経済省は、貯蓄性預金につき市中金融機関が一部報賞金(Treueprämie)を支払うことを認めた。同報賞金は、預金残高の0.5%(年率)相当であるが、支払対象は、金利計算期間中一度も引き出されなかった貯蓄性預金口座に限定して付される。これにより、西ドイツの貯蓄性預金金利の最高限度は実質的に従来の4%から4.5%に上昇することとなった。

なお、今回の決定のほか、1961年央以降適用されている預貸金利規制(信用制度監督法に基づき最高限度を規制)につき、ブンデスバンクおよび経済省を中心に自由化の方向で全般的な再検討が進められており、近く新

金利規制方式が発表されるものと伝えられる。

#### ◇フランス、流通機能の近代化促進措置を発表

フランスの全国商業会議(Assises Nationale du Commerce)は流通機能の近代化のため具体策を検討していたが、政府はその検討結果に基づき4月24日、近く下記措置をとることを発表した。

- (1) 商工中央金庫(Caisse Centrale de Crédit Hôtelier, Commercial et Industriel)の流通、サービス部門の業者に対する貸付資金の最長期間を従来の15年から20年に延長するとともに、1件当たりの貸付の現行最高限度250千フランを改定、個人について350千フランに、二つの企業が協同して行なう投資について700千フラン、それ以上の企業が協同して行なう投資について1,000千フランにそれぞれ引き上げる。
- (2) 既存の庶民金庫(Caisse Populaire)の系統機関として新たに経済促進会社(Société de Promotions Économiques)を設立する。
- (3) 商業金融全般のあり方につき、閣僚レベルの審議会で検討する。

上記(1)、(2)の措置は流通、サービス部門中小企業の近代化投資促進を主たる目的とするものである。

#### ◇イタリアの国際収支改善策

最近イタリア政府は、貿易収支改善のため下記措置を決定した。

- (1) 輸入ユーザー期間の短縮  
家庭電気器具、ラジオ、テレビ・セット、乗用車およびスクーター、自家用モーターボート、カメラ、映写機、テープレコーダーなど耐久消費財に対する輸入ユーザー期間を30日以内に短縮(現行360日)し、4月22日から実施。
- (2) 輸出促進措置(4月24日発表)
  - イ、租税上の優遇
    - (イ) 輸出品に対する売上税払戻し制度(輸出のため購入された商品に課せられていた国内売上税—最高80%—を輸出業者に払戻す制度)の手続きを簡素化し支払を進捗させる。このため700億リラを財政支出する。
    - (ロ) 輸出手形に対する印紙税を1,000リラにつき0.5リラから0.10リラへ引き下げる。
    - (ハ) 輸出に関する宣伝費および国外事務所経費など、輸出促進のための諸経費で所得税課税対象から控除されるものの範囲を拡大する。
  - ロ、金融上の措置

- (イ) 輸出前貸期間を現行30日から360日に延長する。
- (ロ) 輸出金融に対する貸付金利を6.5%から5.5%へ引き下げる。
- (ハ) 輸出信用保険料を輸出価格の0.95%から0.5%へ引き下げる。
- (ニ) メディオクレディト(Mediocredito、輸出金融を主要業務とする中小企業金融会社、1952年設立)に対する輸出金融枠の拡大。
- (ホ) 全国貿易協会(I.C.E.)、貿易に関する調査、宣伝、情報、統計などあらゆる業務を行なう公的機関に対する政府出資金の増額。

上記諸措置は、最近のインフレ高進に基づく国際収支悪化の対策として採られたものであるが、とくに(1)の措置は、最近の貿易収支悪化の主因が耐久消費財輸入の著増にあるところからみて、今後かなりの効果が期待されている。

#### ◇イタリアの国有企业の投資計画

イタリア経済における国有企业(主としてIRI—産業復興公社、ENI—国有石油会社、ENEL—国有電力公社などの傘下にある諸企業)の役割はきわめて高いが、このほど発表された国有企业省の報告によれば、国有企业の1964年度投資計画は総額7,840億リラ(うち740億リラは国外における投資)と前年のそれを80億リラ下回った。これは、民間投資の停滞がうかがわれるおりから、国有企业の投資拡大により民間企業の投資資金調達が圧迫されることを防止しようとする政府の意図に即応したものであり、注目される。なおこのほか上記投資計画にうかがわれる特徴は次のとおり。

- (1) 鉄鋼部門における投資は前年を多少下回っているものの、なお総額の1%強を占めている。これは、鉄鋼生産を増強し、大量の鉄鋼輸入(1963年中5百万トンに達した)の削減をねらったものである。

#### 国有企业投資計画部門別内訳

(単位・億リラ)

	1963 年度	1964 年度		1963 年度	1964 年度
鉄 鋼	2,562	2,503	織 綿	21	87
機 械	552	458	紙	29	86
石油、天然ガス	1,042	591	ガ ラ ス	48	177
自 動 車 道 路	617	930	電 気	140	174
海 運	393	180	合 計	7,161	7,097
電 話	770	780	国外への投資	764	744
石 油 化 学	414	414	総 合 計	7,925	7,841

- (2) 過剰投資ぎみの石油、天然ガス部門においては、大幅な投資削減(前年比4.3%減)を行なっている。
- (3) 南イタリア開発のため、同地域への工業誘致計画に基づいて織維、紙、ガラス部門における投資を拡大している。

#### ◇スイス、国民銀行市中貸出の抑制を実施

さる4月下旬スイス国民銀行は、金融関係景気抑制法(本年2月号「転換期に立つスイス金融政策」参照)に規定された市中貸出の直接規制措置を具体的に決定、実施した。今回の措置は、3月同法の外資受入れ規制条項を実施した(前月号「要録」参照)のに引き続き、総資産10百万フランをこえるすべての金融機関に対し、下記事項を義務づけることをおもな内容とするものである。

- (1) 1964年中の対国内顧客貸出増加額は、60年ないし61年の増加額のうちいずれか大きい方の78%以下とする。
- (2) ただし、抵当貸付については、上記比率を108%とする(農業部門を主とする旺盛な資金需要から抵当貸付金利が高騰している現状下、抵当貸付を他種貸出と同程度に抑制すれば、いっそうの金利上昇を招き、農産物などの金利コスト上昇をも招きかねないので、上記の特例を認めたものとみられている)。
- (3) 不要不急貸出は極力避け、住宅建築、農業および輸入などの金融に資する貸出を優先する。
- (4) 上記(1)～(3)は本年5月1日以降実施する。

なお、今回の措置の結果、金融関係景気抑制法の全条項が発動されることとなったわけである。

#### ◇スイス、市中割引金利の引上げ

このほど、スイス市中銀行は、一流商業手形の最低割引金利を従来の2%から2.5%に引き上げることを決め、4月15日以降実施した(なお、国民銀行の公定割引歩合は2%)。これは、コール・レート(3ヶ月物3.25%→3.38%)、一流抵当貸付金利(3.74%→4.0%)、国債利回り(3.54%→3.92%)の高騰など、国内金融資本市場のひっ迫に対処してとられた調整措置である。

#### ◇オランダ、預金証書の導入

オランダ最大の商業銀行の一つであるDe Twentsche Bankは5月1日以降貯蓄性預金証書を発行することを決めた。

同証書は、1969年10月1日償還の予定で、額面および発行価額(注)は100ギルダー、償還価格125ギルダー(年率4.2%の金利に相当)となっている。なお、期限前償還に

は応じないこととしているが、譲渡は自由とされている。

(注) 5月15日以降の発行価格は一週間ごとに10セント(1/10ギルダーハーフ)だけ高くなる。

今回の措置は、同国としては初めての試みであり、当面需要の大きい中期資金の吸收をねらう一方、オランダ資本市場における中期証券供給不足の緩和など、資本市場育成に資することも合わせて、目的としたものとみられる。

## アジアおよび大洋州諸国

### ◆インドネシア、貿易・物価に関する新規則を実施

インドネシア政府は、4月17日貿易および物価統制に関する新規則を発表即日実施した。その内容は次のとおり。

#### 1. 輸出および貿易外受取

(1) 輸出為替レートを従来の1米ドル=315ルピアから250ルピアに改める。

(2) 一方、輸出奨励のため輸出業者および直輸出を行なった生産者に対する輸入権を輸出代金のそれぞれ20%、25%(従来はそれぞれ10%、15%)に引き上げるとともに、これまで譲渡禁止となっていた輸入権の自由譲渡を公認する(本措置により、輸出業者の実質手取額は従来に比し増加する見込み)。

(3) 貿易外受取レートを従来の1米ドル=315ルピアから520ルピアに切り下げる。ただしこのレートは今後輸入権の市中相場を勘案の上隨時変更する。

#### 2. 輸入および貿易外支払

(1) 輸入為替レートを従来の3本建て(1米ドル=315ルピア、540ルピア、810ルピア)から1米ドル=250ルピアに一本化する。

(2) 一方、輸入品目を重要度にしたがって5分類し、それぞれ0%、50%、100%、300%、800%の輸入税を賦課する(従来は、0%、50%、100%の3分類)。

(参考)

輸入税を加算した輸入の実質レート(1米ドル当たり)

	(新)	(旧)
第1分類	250ルピア	315ルピア
第2 分	375	810
第3 分	500	1,620
第4 分	1,000	—
第5 分	2,250	—

(3) 貿易外支払レートを従来の1米ドル=315ルピアから250ルピアに改めるとともに、別途特別賦課金(内容未詳)を徴求する。

### 3. 物価統制

(1) 生活必需品、原材料などの重要物資に対して公定価格(輸入ないし生産コストに一定のマージンを加算して決定)を設定すると同時に、これら物資の配給機構、監査機構の整備を行なう。

(2) その他の物資につき暴利が認められる場合には、その超過利潤を国庫に帰属させる。

新規則は、①必需物資の輸入レート切上げにより、原材料の割安入手を通じて生産を刺激するとともに、物価対策を併用して物価の安定をはかること、②必需物資以外については輸入税の累進的引上げにより、その輸入抑制を強化する一方、財政収入の増大にも役立たせること、③輸入権の拡大による輸出レートの実質的切下げを行ない、輸出促進をはかること、などをねらいとしたものである。

### ◆韓国の為替レート切下げ

韓国政府は、5月3日、同国通貨ウォンの基準為替レートを1米ドル130ウォンから255ウォンへ切り下げるとともに、通常の取引については、次のような外国為替証書を介しての自由レート制を採用した。

すなわち、①従来の外貨全面買入集中制に代え新たに外国為替証書制度(外国為替証書は居住者が取得した外貨を外国為替銀行に預託するに当たって発行・交付され、60日以内にウォン貨と交換ないしは対外決済に充当できるほか、外国為替市場で居住者間の自由な売買譲渡が認められる)を導入し、②通常の外国為替取引に対しては、外国為替市場における本証書の売買レートを適用する。この場合上記基準レートを最下限とする。

同国では、かねてから物価の高騰、外貨準備の大幅減少など経済危機が深刻化し、ウォン貨のヤミレートは最近1ドル250ウォン前後にまで下落していたが、今回の措置は公定レートをこうした実勢並みの水準に切り下げ、輸出の振興と輸入の抑制をはかることによって経済安定の基盤を築こうとしたものとみられている。

なお、今回の措置と関連して、韓国は米国政府より安定基金として10百万ドル、穀物価格安定のため余剰農産物25万トンの追加援助を受けるほか、米国市銀などから20百万ドルの短期借入を行なうこととなっている。

### ◆豪州、商業銀行の貸出金利引上げ

豪州準備銀行は、4月27日から商業銀行の貸出金利を0.5%引き上げ最高7%とする旨発表した。

同国では、国際収支の好調を主因にこのところ景気の上昇が目立ち、とくに最近では消費者物価が強含みに転

するなど景気過熱の懸念が強まっているため、さる4月8日に行なわれた商業銀行の定期預金利0.5%引上げ(前月号「要録」参照)に次いでとられたものである。

なお、これと同時に6月1日から貯蓄銀行の普通預金利を3.25%(現行3.0%)に引き上げる旨発表した。

## 共産圏諸国

### ◆中共、中国人民銀行の高額券回収と新券発行措置

中国人民銀行は4月14日、これまで発行していた銀行券のうち高額券3種類の流通を同日限りで禁止し、新たに低額券を発行する旨公示した。その概要は次のとおりである。

#### 1. 高額券の回収

(1) 銀行券のうち、券面に「1953年」の表示がある10元券、5元券、3元券の3種類は4月15日から市中での流通使用を禁止する。

(2) 上記3種の銀行券は5月14日までの1ヶ月間に内に紙幣引換所(収兌処)において、流通しうる他の銀行券と全額交換することができる。5月15日以後その引換えを停止する。

(3) この機に乗じて漁夫の利を占め、あるいは破壊行為をなすものは、各地治安当局において法により処罰される。

#### 2. 新券の発行

(1) 4月15日から新たに2元券、2角券(1元=10角)を発行する。

(2) 新券はすでに流通している他の銀行券と同様に流通し、何人もこれが使用を拒絶することはできない。

(3) 新2元券には「1960年」、新2角券には「1962年」と印刷されている。

今回の措置により、10元券と3元券とは全く姿を消す

こととなるが、5元券は1962年4月から発行のもの(券面に1956年と印刷)だけは引き続き流通、また2元券、2角券はそれぞれ新旧2種類となる。

なお、今回高額券を回収することとした目的について中国銀行の公示は「人民券の種類を整理し、流通使用を便利にするため」と述べているだけで真意は捉えがたいが、即日流通を禁止するなど異例な実施方法をとっていることなどからみて、これが背後には資産調査、預金吸収などなんらかの政治的意図がひそんでいるとみる向きも少なくない。

### ◆ソ連、第1四半期の生産実績

ソ連閣僚会議付属中央統計局の発表(4月22日)によれば、本年第1四半期(1~3月)における主要物資の生産実績は次のとおりである。

### 主要物資の生産高

	1963年 1~3月	1964年 1~3月
鉱物性肥料(百万トン)	4.6( 10%)	5.5( 20%)
銑 鉄(〃)	14.1( 5 )	15.3( 9 )
粗 鋼(〃)	19.5( 5 )	20.9( 7 )
圧 延 鋼(〃)	15.5( 6 )	16.6( 7 )
石 油(〃)	48.6( 12 )	53.8( 10 )
電 力(+億kwh)	95.9( 15 )	108 ( 12 )
農 業 機 械(百万ルーブル)	307 ( 19 )	332 ( 8 )
組立鉄筋材(百万m <sup>3</sup> )	9.5( 4 )	11 ( 12 )
テ レ ビ(千 台)	565 ( 8 )	686 ( 21 )
冷 蔵 庫(〃)	221 ( 13 )	261 ( 18 )
洗 た く 機(〃)	518 ( 29 )	667 ( 29 )
食 料料*(千 ト ン)	868 ( 31 )	776 (-11 )
バ タ ー*(〃)	92.6(-8 )	81.9(-12 )

(注) カッコ内は前年同期比増減(+)率(%) \* 国営工業企業の生産